平成２７年（フ）第２６号
秋田県鹿角市十和田山根字長土路68番地、前住所神奈川県川崎市高津区下作延２丁目33番23―203号梶ヶ谷ホームズ
債務者　大西奈美子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１７０号
愛知県岡崎市舞木町字岡ノ入１番地２　市営舞木荘２―506、前住所愛知県岡崎市矢作町字小河原40番地１　サンライフ鈴木101
債務者　髙橋　　学
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
愛知県知立市東長篠１丁目２番地９　丸石荘１号
債務者　木原山明日香
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３１７号
大阪府寝屋川市高柳４丁目16番48号
債務者　岩井　秀明（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１８号
大阪府枚方市田口山３丁目19―１―602、住民票上の住所大阪府寝屋川市宇谷町７番19―902号
債務者　Ｋ’ｓＳｔｕｄｉｏこと　杉田　和生
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８９号
大阪市東成区大今里西３丁目13番18―401号
債務者　西尾　隆志
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４２号
大阪府大東市南津の辺町18番15号　コスモピア野崎501号
債務者　成瀬　高志
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２９号
大阪市平野区西脇２丁目11番12―503号
債務者　中野　利子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１９号
大阪府高槻市宮田町１丁目25番８号
債務者　柗村　輝雄
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３７号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番38号　リノ八戸ノ里　Ａ―407号
債務者　大西　健一
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４０号
大阪府交野市倉治６丁目38番７号
債務者　大野　由美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６４号
大阪府門真市末広町36番25号　サンコーハイツ202号
債務者　横路　保廣
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６５号
大阪府豊中市服部元町２丁目２―16―502、住民票上の住所大阪府豊中市服部元町２丁目２番16号
債務者　椿　　和久
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４号
山梨県南巨摩郡富士川町**眷**米1751番地
債務者　井上タキ子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
金沢市長町１丁目４番35号
債務者　南　　悦子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６６８号
愛知県春日井市大手田酉町１丁目22番地３、従前の住所愛知県春日井市美濃町３丁目134番地２
債務者　松尾　龍也
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７７号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字乗田1923番地２　丸美ロイヤル蟹江501号、従前の住所福岡県糟屋郡宇美町貴船１―30―６
債務者　濱田美保子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部